



# けんぽだより

## ■ 協会けんぽから「医療費のお知らせ」をお届けします



協会けんぽから  
「医療費のお知らせ」  
をお届けするポ!

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、**健康保険事業の健全な運営を図る**ため、年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

### 対象者

協会けんぽ加入者(被保険者・被扶養者)

### 送付時期

令和6年1月中旬から下旬

### 対象期間

令和4年10月から令和5年8月診療分まで

※送付時期を早め、可能な限り1月中にお届けするため、今年度より記載する対象期間を短縮します。

### 送付先

事業所(任意継続被保険者の方はご自宅宛)



「医療費のお知らせ」は**開封せず**に、  
従業員の皆さまへお渡しください

ご担当者様へ

### ■ 「医療費のお知らせ」が届かない従業員様もいます

作成時点(令和5年11月上旬)において、以下に該当する方には作成していません。

- 健康保険の資格がない方(退職者、新規採用者、扶養未認定者等)
- 医療機関等の請求遅れなどにより、通知対象となる医療費がない方
- 医療機関等への受診がない方 など

### ■ 退職者にもお渡しください

退職者の連絡先がわかれば、直接お渡しください。  
連絡先が不明であるなど、お渡しいただけない場合は、  
同封の返信用封筒にてご返送ください。



### ご質問は簡単便利な「チャットボット」をご利用ください!

(自動会話プログラム)



「医療費のお知らせ」に関する  
ご質問に、AIが会話形式で  
お答えします。

24時間365日、スマホ等で  
手軽にご利用いただけます。

ご利用方法

協会けんぽのHP

広報・イベント

「医療費のお知らせ」について

## 確定申告の医療費控除の 書類としてもご利用いただけます

令和5年9月から同年12月診療分については、医療機関等(病院、歯科、薬局、柔道整復施術)からの領収証に基づき、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に追加で添付してください。

※詳しくは、国税庁ホームページまたは管轄の税務署にお問い合わせください。



国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」から  
医療費控除の確定申告が  
できます!



マイナンバーカードを利用して、マイナポータルを経由することで、医療費控除に必要な医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます(マイナポータル連携)。

### マイナポータル連携には下記が必要です!

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはICカードリーダー)

※マイナポータル連携で取得できる医療費の情報は、1年間分となります(令和4年分以降)。

※医療費控除の適用を受ける場合は、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を掲載する必要がありますので、ご注意ください。

詳しくはこちら

国税庁ホームページ  
「マイナポータル連携特設ページ」



# はり・きゅう、あん摩・マッサージ にかかる前に **チェック** しよう!

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受ける際は、一定の要件を満たす場合のみ「療養費」として健康保険の対象となります。  
健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

医師の治療と  
並行しての施術は  
健康保険の対象外  
だポ!



## チェック 下記の病気や症状にのみ健康保険が使えます

### はり・きゅうの場合

慢性病で、医師による適当な治療手段がない場合に限り健康保険が使える

#### 対象となる疾病

神経痛・リウマチ・<sup>けいわん</sup>頸腕症候群  
五十肩・腰痛症・<sup>けいつい ねんざ</sup>頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

### あん摩・マッサージの場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り健康保険が使える

#### 対象となる症状

筋麻痺・筋萎縮・<sup>こうしゆく</sup>関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。



いずれも、医師が  
交付する「同意書」が  
必要になります

健康保険を使って長期の施術を受ける場合、6カ月ごとにご提出をお願いします。

医師の同意のない施術は、健康保険の対象外です。



### 施術を受ける際のポイント

#### ●「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから、必ず自分で記入する

「療養費支給申請書」は、**施術を受けた方が施術費用の一部を請求し、支払いを受けるために必要な書類**です。  
傷病名や施術日数、施術費などに間違いがないかよく確認し、ご自身で記入してください。

#### ●領収証をもらい、保管する

領収証は**医療費控除申請時にも必要**となるので、必ずもらって保管しておきましょう。



### 「協会けんぽ」から施術内容についてお尋ねすることがあります

適正な支払いを行うため、「療養費支給申請書」について、**協会けんぽから電話または文書にて、病名や症状、施術内容などを照会**させていただくことがあります。  
ご理解とご協力をお願いします。



### いつまでも症状が改善しないときは…

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医療機関で診察を受けましょう。

お問い合わせ先 業務グループ 059-225-3311

### 身につけよう! 上手な医療のかがり方

## 「かかりつけ医」を持ちましょう

### 「はしご受診※」をすると…

※同じ病気や症状の治療のために、複数の医療機関にかかること。



異なる医療機関を受診するたびに  
初診料がかかる

※初診料は3割負担の場合



はしご受診をすると、同じ検査や投薬が繰り返されて、医療費がかさむだけでなく、**体への負担も大きく**なるポ。

困ったときに相談できる「かかりつけ医」は心強い存在。  
かかりつけ医がいれば、患者の病状や病歴などを踏まえたスムーズな診察にもつながります。**自宅や職場の近くなど通いやすい場所**で、自分にあった頼れる医師をみつけましょう。

### 「かかりつけ医」を持つと…



初診料が  
1回で済む!



#### かかりつけ医のメリット

- 相談しやすく、専門的な内容でも**わかりやすく説明**してくれる
- 詳しい検査などが必要な場合は、**専門医や大病院に紹介状**を書いてくれる

※紹介状を持たずにいきなり大病院を受診すると、全額自己負担の特別料金(医科初診時には7,000円以上)が追加でかかります。